

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

三好市は、四国のほぼ中央に位置し、古くから交通の要衝として、徳島県西部の社会、経済、文化、観光の中心として発展を遂げてきた。しかし近年、少子高齢化による人口減少が顕著であり、今後も減少傾向が続くと見込まれており、市内の中小企業は、少子高齢化等による需要の減少、人材確保難、後継者不足等に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。

平成26年度経済センサス基礎調査によると、市内事業所数は1,637事業所（公務を除く）で、うち中小企業者数は1,625（全体の99.3%）で市内事業所の大多数が中小企業という現状である。また、同調査による従業員調査を見ると、市内従業員数は10,024人で、うち中小企業従業員数は9,107人（全体の90.85%）を占めている。

平成27年度国勢調査による産業ごとの従事者数（比率）をみると、第1次産業従事者797人（7.1%）、第2次産業従事者2,917人（25.9%）、第3次産業は7,553人（67.0%）となっている。

三好公共職業安定所管内の有効求人倍率は平成30年4月現在1.66倍となっており、全国平均（1.59倍）、徳島県平均（1.43倍）と比較しても高い値を示しており、特に建築・土木関連、福祉（介護・保健医療）関連業種での人手不足が深刻化しているといえる。

三好市の産業は、農林業、建設業、製造業、各種サービス業と多岐に渡り、多様な業種が三好市の経済、雇用を支えていることから、これまでも、市内中小企業振興を目的として様々な施策を展開してきたところではあるが、前述のとおり市内の企業の大多数を占めている中小企業は、地域経済及び雇用の中核であるとの認識のもと、更なる中小企業振興の取組みとして、平成30年4月より「三好市中小企業振興基本条例」を施行。また「三好市中小企業振興計画（H30～H35）」を策定し一歩踏み込んだ中小企業振興に対する取組みを進めている。これに加えて本市が生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画を策定し、市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、事業承継問題も含め、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備の導入を促すことで、県内でも最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、徳島県西部地域の中核都市として更に経済発展していく

ことを目指す。

これを実現させるための目標として、計画期間中に25件程度の先端設備導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

三好市の産業は、農林業、建設業、製造業、各種サービス業と多岐に渡り、多様な業種が三好市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多種多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

三好市は四国一の面積を有しており、山間部、平野部、中心市街地とそれぞれの特性、地域資源等を活かした産業が市内広範に立地している。

これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

三好市の産業は、農林業、建設業、製造業、各種サービス業と多岐に渡り、多様な業種が三好市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多種多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務の効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上の向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。